

2. コンプライアンス規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、任意団体 能登復興建築人会議（以下「当団体」という）の法令遵守および倫理的行動を確保するための基本方針を定めることを目的とする。

第2章 コンプライアンス担当者

第2条（責任者の設置）

- 1.コンプライアンス担当役員を1名任命する。
- 2.担当役員は、以下の業務を行う：
 - (1) 団体内でのコンプライアンス推進
 - (2) 不正行為の監視および是正措置の指揮
 - (3) 内部通報窓口との連携

第3章 違反事案の処理

第3条（違反発生時の対応）

- 1.コンプライアンス違反が発覚した場合、担当役員が調査を指揮する。調査結果は速やかに役員会に報告し、是正措置を実施する。
- 2.必要に応じて、関係者および会員に結果を報告し、再発防止策を策定・実施する。

第4条（内部通報窓口との連携）

- 1.当団体の内部通報窓口は、違反行為を適切に受理し、担当役員と協力して調査および対応を行う。
- 2.匿名での通報も受け付け、通報者のプライバシー保護を確保する。

第4章 教育と周知

第5条（コンプライアンス教育）

- 1.全役員および会員に対し、コンプライアンスに関する定期的な教育を実施する。
- 2.教育内容には、法令遵守、倫理的行動、内部通報制度の利用方法を含むものとする。

第5章 規程の改廃

第6条（改廃手続き）

本規程の改廃は、役員会の承認を経て行う。